

令和2年2月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

令和2年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、令和2年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和3年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

記

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※()内は、ETC2.0を使用する事業用車両^(注)に限り適用される割引率です。(令和3年3月末まで)

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

以上

中央道(都心通過料金)の料金案内が変わります

2020年
1/28
から!



《車載器からの通知金額の合計と請求金額が一致します》

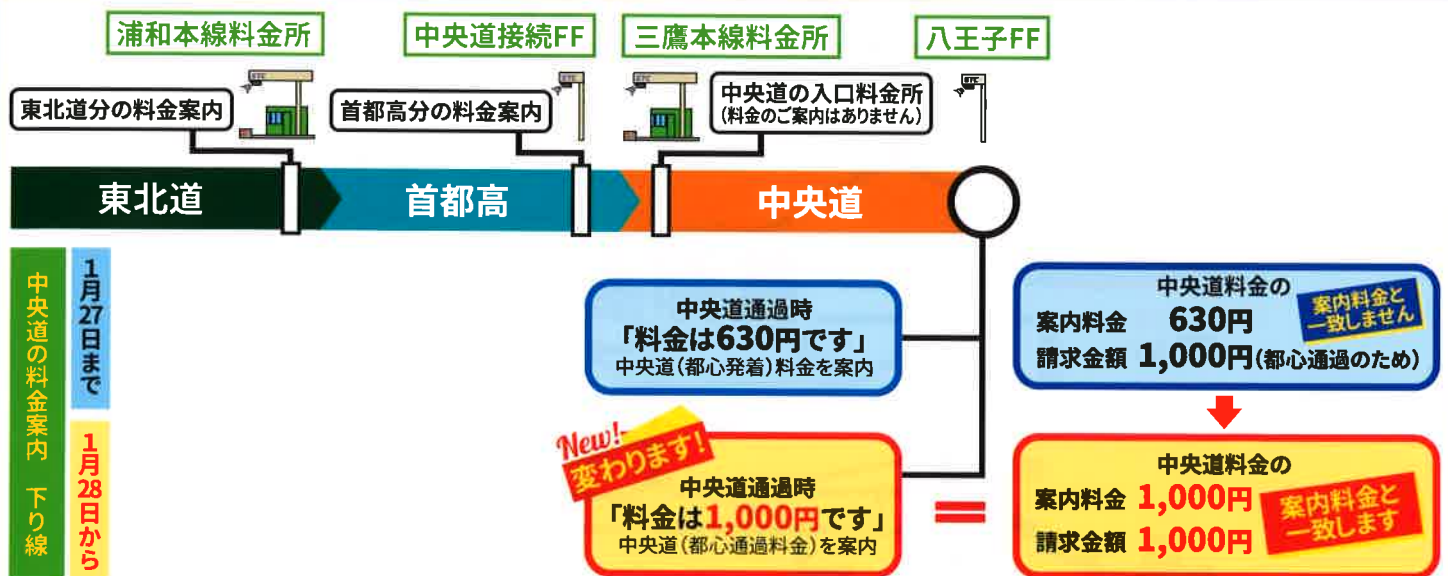
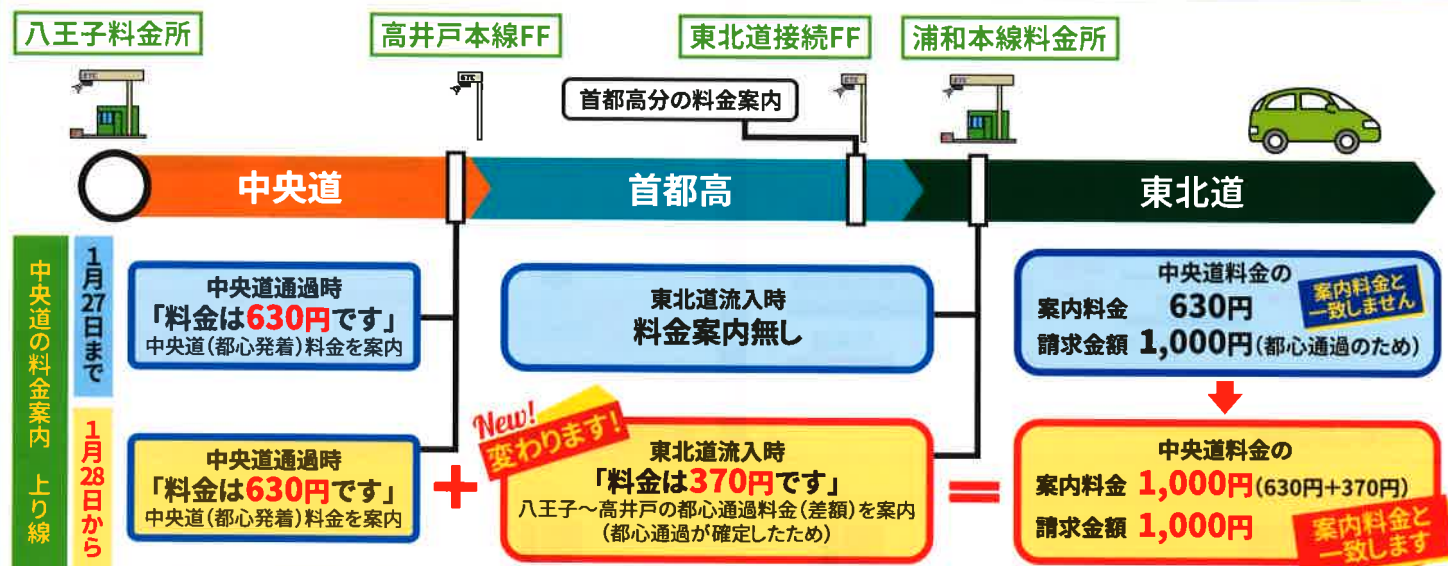


ETC車
限定

クレジットカード会社等から
請求される通行料金は
これまでと変更ありません。

2020年1月28日(火)以降に高井戸本線ETCフリーフローアンテナ(以降FFと記載)もしくは三鷹本線料金所を通過し、中央道都心通過(注1)料金が適用となる場合、通行時に請求金額と一致する料金をご案内できるようになります。FFと車載器の間で、無線通信を行いますので、ご利用時には必ず入口から出口まで同じETCカードを車載器に挿入したままご走行ください。(注2)

料金案内の新旧比較 ※料金は平日昼間に普通車で走行した場合の例



(注1) 都心通過とは、首都高や外環道を利用し、中央道と東北道などの高速道路を利用する場合をいいます。中央道や首都高、外環道内で15分以内に乗り直して東北道などの高速道路等を利用した場合には、都心通過したものとみなします。
都心発着とは、中央道を利用し首都高や外環道を出入口とする場合をいいます。

(注2) ETCの通信状況やご利用区間等によっては、ご利用時の案内料金の合計額と請求金額が一致しない場合があります。

裏面に都心通過判定について記載しておりますのでご確認ください。

NEXCO中日本公式WEBサイト
<https://www.c-nexco.co.jp>



NEXCO中日本お客さまセンター
24時間・年中無休



0120-922-229

※IP電話等一部の電話からはご利用になれない場合があります。その場合は052-223-0333(通話料有料)におかけください。

中央道(八王子～高井戸)の料金

— 都心発着または都心通過の判定について —

● ETC車は、ご利用距離に応じた料金(上限630円 → 1,000円)としています。

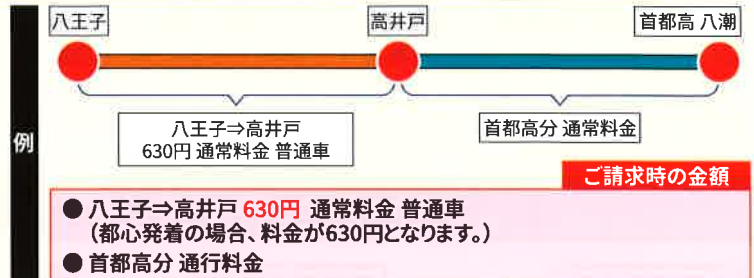
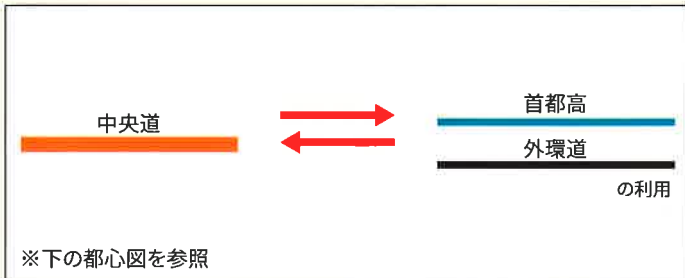
- ・中央道内や都心発着(注1)のご利用については、当面630円を上限としています。
- ・都心通過(注1)のご利用については、ご利用距離に応じた料金となります。(注2)



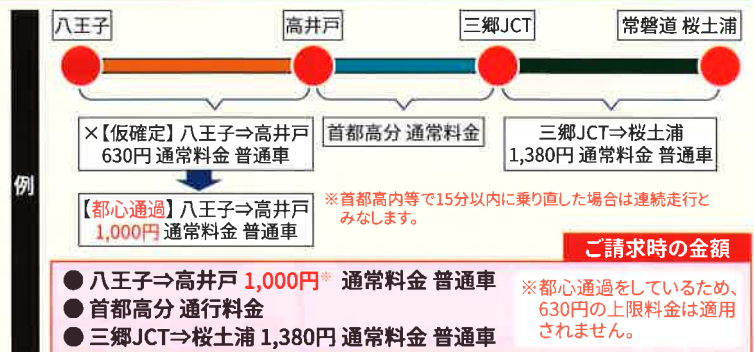
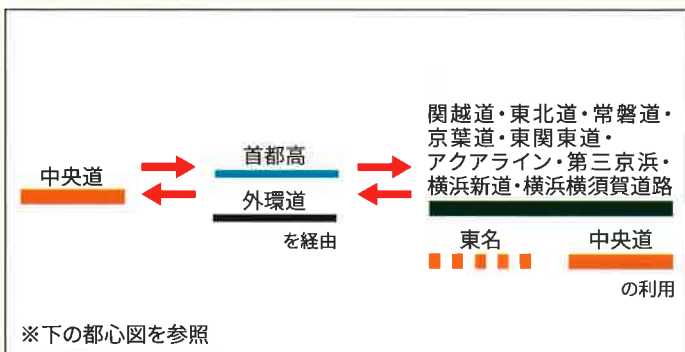
● ETC車以外の車(注3)は、ご利用区間に係わらず、一律1,000円となります。 ※料金は、普通車の例です。

(注1)

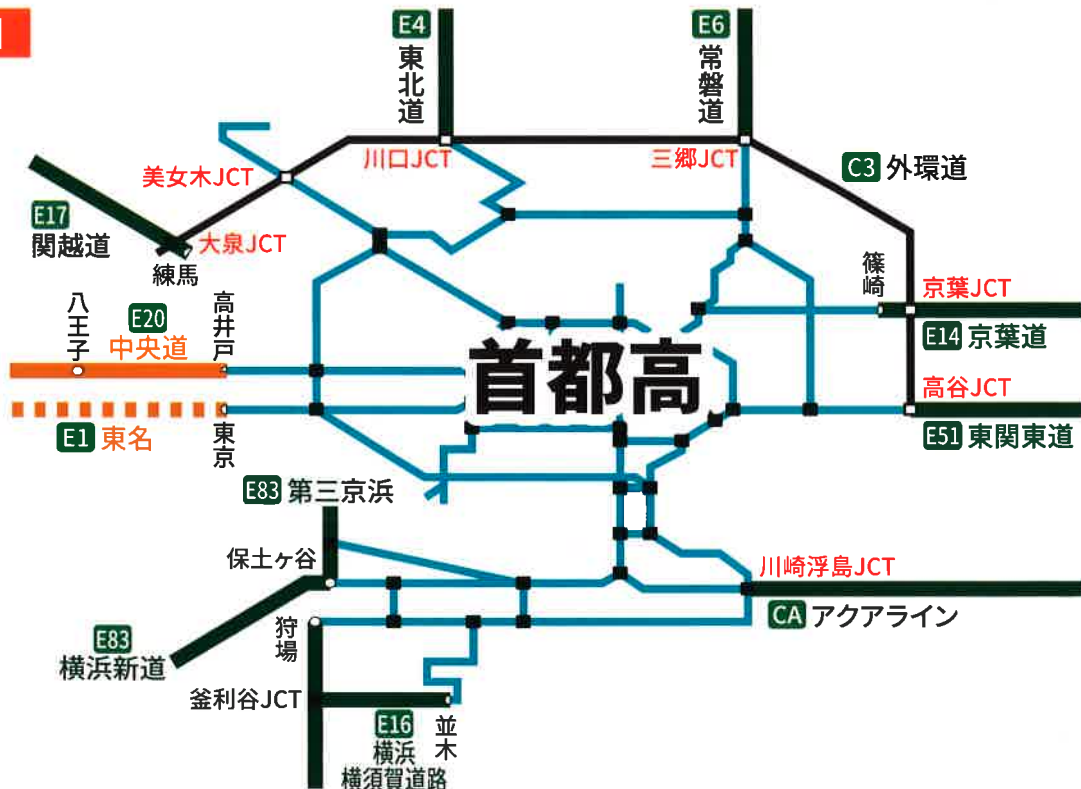
都心発着とは



都心通過とは



都心図



(注2) ETCの通信状況やご利用区間(※)等によっては、ご利用時の案内料金の合計額と請求金額が一致しない場合があります。詳細については、当社HPをご確認ください。

※中央道⇄(首都高を経由)⇄アクアライン、第三京浜、横浜新道、横浜横須賀道路、東名、中央道を利用する場合

(注3) ETC車以外の車とは、現金やETC機能のないクレジットカードなどでお支払いいただく場合をいいます。なお、ETC車でなくてもETC料金が適用されるのは料金所等をETC無線通信により走行していただく場合となります。